

補償減額または補償せずの取扱いとなりうるケースについて

- ▶ 以下のようなケースでは、会員銀行はそれぞれの事情を個別に判断したうえで、補償を減額する、もしくは補償をしない取扱いとすることが考えられる。

1. 以下のような対応がお客さまに実施されていないケース
(1) (別紙 1) 2. (1) のセキュリティ対策の導入
(2) 身に覚えのない残高変動や不正取引が発生した場合の、一定期間内の銀行への通報
(3) 不正取引が発生した場合の、一定期間内の警察への通報
(4) 不正取引が発生した場合の、銀行による調査および警察による捜査への協力
2. お客さまに過失があると考えられる以下のような事象が認められたケース
(1) 正当な理由なく、他人に ID・パスワード等を回答してしまった、あるいは、安易に乱数表やトークン等を渡してしまった場合
(2) パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
(3) 銀行が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意に ID・パスワード等を入力してしまった場合
3. その他、以下のような事例に相当するケース
(1) 会社関係者の犯行であることが判明した場合
(2) その他、上記 2. の場合と同程度の注意義務違反が認められた場合